# 令和3年度 介護報酬改定について

# 条例改正編①





川崎市役所健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課 事業者指導係

#### 令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳 以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、** 「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

改定率: +0. 70% ※うち、新型コロナウ(は)X感染症に対応するための特別的な評価 0,05%(令和3年9月末までの間)

#### 1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

- ■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築
- ○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進
- ・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

#### 2. 地域包括ケアシステムの推進

- ■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要な サービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進
- ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- ・認知症専門ケア加算の訪問サーピスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講養務づけ
- ・ ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実 ○看取りへの対応の充実
- ○医療と介護の連携の推進 ・老健施設の医療ニーズへの対応強化 ・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進
- ○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化
- ・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・価室エットの定員上限の明確化
- ○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 事務の効率化による透減制の緩和・医療機関との情報連携強化・介護予防支援の充実
- ○地域の特性に応じたサービスの確保・過疎地域等への対応(地方分離提案)

#### 4. 介護人材の確保・介護現場の革新

- ■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応
- ○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
- 特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進
- ・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
- サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
- ・ハラスメント対策の強化 人員配置基準における両立支援への配慮
- ○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた 業務効率化・業務負担軽減の推進
  - ・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
- ・会議や多職種連携におけるICTの活用
- 特養の併設の場合の兼務等の緩和・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和
- 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減 の推進・著名・押印の見直し・電磁的記録による保存等・運営規程の掲示の柔軟化

#### 3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

- ■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、 科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進
- ○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- ・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
- ・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退除退所直後のリハの充実
- ・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
- ・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
- ・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化
- ○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
- · CHASE · VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ADL維持等加算の拡充
- ○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進
- ・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

#### 5. 制度の安定性・持続可能性の確保

- ■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る
- ○評価の適正化・重点化
- 区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し、訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
- 長期間利用の介護予防リハの評価の見直し、居宅接養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
- ・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し・介護職員処遇改善加算(IV)(V)の廃止・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアブランの検証
- ○報酬体系の簡素化
- ・月額報酬化(療養通所介護) ・加算の整理統合(リハ、口腔、栄養等)

#### 6. その他の事項

- ・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ・高齢者虐待防止の推進・基準費用額(食費)の見直し
- 基本報酬の見直し

- 1. 感染症対策
- 2. 業務継続計画の策定
- 3. 高齢者虐待防止について
- 4. ハラスメント対策
- 5. LIFE情報の収集・活用
- 6. 電磁的記録

5.LIFE情報の収集・活用以外の項目は、 有料老人ホーム設置運営指導指針にも 新たに追加する予定ですので、

- ・住宅型有料老人ホーム
- ・有料該当のサービス付き高齢者向け住宅

の事業所の方も、内容をご確認下さい。



- 1. 感染症対策
- 2. 業務継続計画の策定
- 3. 高齢者虐待防止について
- 4. ハラスメント対策
- 5. LIFE情報の収集・活用
- 6. 電磁的記録

- 図 施設系サービスについて、現行の①委員会の開催、②指針の整備、③研修の実施等に加え、④訓練(シミュレーション)の実施を義務づける。
- ☑その他のサービス(訪問系、通所系、短期入所系、多機能系、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス)について、 ①委員会の開催、②指針の整備、③研修の実施、④訓練(シミュレーション)の実施等

## 川崎市基準条例第33条第3項:訪問介護の例

指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)**をおおむね6月に1回以上開催する**とともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための**指針を整備する**こと。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。(新設)

#### 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (抜粋) \* 訪問介護の例

#### ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)の開催について

- ・幅広い職種により構成することが望ましい(感染症対策の知識を有する外部の者も含め、積極的に参画を得ることが望ましい)。
- ・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にすること。
- ・専任の感染対策を担当する者(感染対策担当者)を決めておくこと。
- ・おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、必要に応じ随時開催すること。
- \*他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。
- \*他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- \*オンライン開催(※)も可。
  - ※オンライン開催にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。(P.9に掲載)

#### ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備について

- ・平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。
- ・平常時の対策:事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等
- ・発生時の対応:発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等。
- ・発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこと

#### 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (抜粋) \* 訪問介護の例

#### ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修について

- ・感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や 衛生的なケアの励行を行うものであること。
- ・定期的な教育(年1回以上※)を開催すること。
- ・新規採用時には感染対策研修を実施すること。
- ・研修の実施内容について記録すること。
  - \*研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」(厚生労働省のホームページ上で公開)等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

### ④感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

- ・平時から時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上※)に行うこと
- ・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。
- ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。

※研修・訓練(シミュレーション)の実施について、施設系サービス(特定、GH、特養、老健、療養型)は<u>年2回以上</u>とされています。

⇒3年の経過措置あり(令和6年3月31日までは努力義務)令和6年4月1日より義務化

#### 厚生労働省等で作成されているガイドライン等



介護現場における感染症対策の手引 き 第2版



介護職員のための感染対策マニュアル



医療・介護関係事業者における個人情報の適 切な取扱いのためのガイダンス

※オンライン開催用



医療情報システムの安全管理に関するガ イドライン

※オンライン開催用

〇上記2つ、介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ(厚生労働省HP)にて掲載

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/kaigo koureisha/taisakumatome 13635.html)

- 1. 感染症対策
- 2. 業務継続計画の策定
- 3. 高齢者虐待防止について
- 4. ハラスメント対策
- 5. LIFE情報の収集・活用
- 6. 電磁的記録

- 図 全ての介護サービス事業者を対象に、①業務継続に向けた計画 等の策定、②研修の実施、③訓練(シミュレーション)の実施 等を義務付ける。
- ☑業務継続計画について、職員に周知しなければならない。
- ☑ 業務継続計画について、定期的に見直し、必要に応じて変更を 行うものとする。

## 川崎市基準条例第32条の2:訪問介護の例

指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて 業務継続計画の変更を行うものとする。 (新設)

> 感染症に係る業務継続計画 災害に係る業務継続計画 それぞれ策定が必要です!

※一体的に策定することも可

#### 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (抜粋) \* 訪問介護の例

#### ①業務継続に向けた計画等の策定について

- ・感染症に係る業務継続計画については、以下の項目を記載すること。
  - a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
  - b 初動対応
  - c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)
- ·災害に係る業務継続計画については、以下の項目を記載すること。
  - a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
  - b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
  - c 他施設及び地域との連携
- ・想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること
- \*感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能。
- \*「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること(P.15 に概要を記載)。

#### 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (抜粋) \* 訪問介護の例

#### ②研修の実施について

- ・感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとすること。
- ・定期的(年1回以上※)な教育を開催すること。
- ・新規採用時には別に研修を実施すること
- ・研修の実施内容についても記録すること。
- \*感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施可。

#### ③訓練(シミュレーション)の実施について

- ・感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施すること。
- ・定期的(年1回以上※)に実施すること。
- ・机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- \*感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施可。

※研修・訓練(シミュレーション)の実施について、施設系サービス(特定、GH、特養、老健、療養型)は<u>年2回以上</u>とされています。

⇒3年の経過措置あり(令和6年3月31日までは努力義務)令和6年4月1日より義務化

## 2 業務継続計画の策定【全サービス対象】 補足

## (4) 防災計画と業務継続計画(BCP)の関係①

防災計画を作成する主な目的は、「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」であり、その目的は、BCPの主な目的の大前提となっています。

つまり、BCPでは、防災計画の目的に加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、 または、早期復旧することを目指しており、両方の計画には共通する部分もあり密接な関係にあります。

	防災計画	ВСР
主な目的	<ul><li>・身体、生命の安全確保</li><li>・物的被害の軽減</li></ul>	・身体、生命の安全確保に加え、 優先的に継続、復旧すべき重要業務 の継続または早期復旧
考慮すべき事象	・拠点がある地域で発生することが 想定される災害	・自社の事業中断の原因となり得る あらゆる発生事象
重要視される事象	<ul> <li>・以下を最小限にすること</li> <li>▶「死傷者数」</li> <li>▶「損害額」</li> <li>・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること</li> <li>・被害を受けた拠点を早期復旧すること</li> </ul>	<ul> <li>・左記に加え、以下を含む</li> <li>● 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること</li> <li>● 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること</li> <li>● 利益を確保し企業として生き残ること</li> </ul>
活動、対策の検討範囲	・自社の拠点ごと	<ul><li>・全社的(拠点横断的)</li><li>・依存関係にある主体 (委託先、調達先、供給先)</li></ul>

15

## 防災計画

それぞれ必要な項目が記載され ていれば、一元化も可能

#### 避難確保計画

(施設系+通所系)

#### 概要

災害(浸水・土砂災害・津波)ごとに作成。

各種警戒区域等に含まれている+市町村が 作成する地域防災計画に含まれている社会 福祉施設等に作成義務がある。

#### 根拠法

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に関する法律、津波防 災地域づくりに関する法律

## 非常災害対策計画

(施設系+通所系)

#### 概要

施設等ごとに作成。施設系サービス・通所 系サービスに作成義務がある。

#### 根拠法

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等、各サービス種別の省令

#### 消防計画

#### 概要

多数の者が出入し、勤務し、又は居住する 防火対象物に作成義務がある。

#### 根拠法

消防法

#### 新型コロナウイルス感染症発生時 の業務継続ガイドライン



## 内容抜粋

## ●BCP作成のポイント

- < 1 > 施設・事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる 体制の構築
- <2>感染(疑い)者が発生した場合の対応
- < 3 > 職員確保
- <4>業務の優先順位の整理
- < 5 > 計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

#### 自然災害発生時の業務継続 ガイドライン



## 内容抜粋

### ●BCP作成のポイント

- < 1 > 正確な情報集約と判断ができる体制を構築
- < 2 > 自然災害対策を「**事前の対策」と「被災時の対策」に分けて**、 同時にその対策を準備
- < 3 > 業務の**優先順位の整理**
- <4>計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

## 厚生労働省等で作成されているガイドライン等

## 〇介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/douga\_00002.html)



- 1. 感染症対策
- 2. 業務継続計画の策定
- 3. 高齢者虐待防止について
- 4. ハラスメント対策
- 5. LIFE情報の収集・活用
- 6. 電磁的記録



〇高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(通称:高齢者虐待防止法)

#### 目的

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護等を定めることにより、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### 定義

- ·高齢者虐待
  - =①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待
- ·高齢者
  - =65歳以上の者(平成24年10月~65歳未満の養介護施設・事業所利用の障害者等も含む)
- ·養介護施設従事者等 (詳細はp,28)
  - = 老人福祉法及び介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者 ※直接介護サービスを提供しない者(管理者や事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職員も含まれます。
- ·高齢者虐待の類型(詳細はp,29)
  - =①身体的虐待,②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト),③心理的虐待,④性的虐待,⑤経済的虐待

## 養介護施設従事者等とは

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	
介護保険法による規定	<ul><li>・介護老人福祉施設</li><li>・介護老人保健施設</li><li>・介護療養型医療施設</li><li>・地域密着型介護老人福祉施設</li><li>・地域包括支援センター</li></ul>	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	「養介護施設」また は「要介護事業」の 業務に従事する者

- ※上記に当てはまらない施設等(有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者住宅等)の従事者については、 「養介護施設従事者等」に当てはまりません。しかし、提供しているサービス内容等によっては、「養護者による高齢者虐待」として扱います。
- ※医療機関における高齢者虐待は、高齢者虐待法の対象外となります。医療従事者による高齢者虐待は、医療法の規定 に基づき、都道府県等が検査をし、不適正な場合は、指導等を通じて改善を図ります。

## 養介護事業者等による高齢者虐待の類型

	定義	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は 生じるおそれのある暴行を加える こと	①暴力的行為 ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
介護・世話 の放棄・放 任	高齢者を衰弱させるような著しい 減食又は長時間の放置など養護を 著しく怠ること	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ⑤その他職務上の義務を怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	①威嚇的な発言、態度 ②侮辱的な発言、態度 ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ⑥その他
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 又は高齢者をしてわいせつな行為を させること	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他 高齢者から不当に財産上の利益を得ること	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

老推発0930第1号 平成22年9月30日

各都道府県、各指定都市、各中核市高齢者虐待防止担当部(局)長あて

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知

## 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項に基づく高齢者虐待の解 釈について

日頃より、高齢者虐待の防止及び高齢者の義護者に対する支援の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「義介護施設従事者等による高齢者虐待」については「高齢者虐待の防止、高齢者の義護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)第2条第5項に規定されているところですが、通報等を受けた場合は、事案について調査を十分に実施した上で同条第5項に照らし、「義介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当するかどうか判断することが重要となります。次のような行為は同項に基づく高齢者虐待に該当すると考えられるところであり、該当するか否かについての判断をせずに、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは同法では想定されていないことについてご留意願います。

- 入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- 裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- 入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

今後とも、これらの判断にあっては、調査等を十分に実施した上で、法やマニュアルに照らして慎重かつ適切に判断し、市町村等において判断しがたい事案が発生した 場合には、都道府県に相談するとともに、必要に応じて国にも照会するなど、法の趣旨に沿って適正に対応していただきますようお願いいたします。

また、管内の市区町村等への十分な周知についてよろしくお願いいたします。

■川崎市における虐待認定事例

#### ①介護施設A

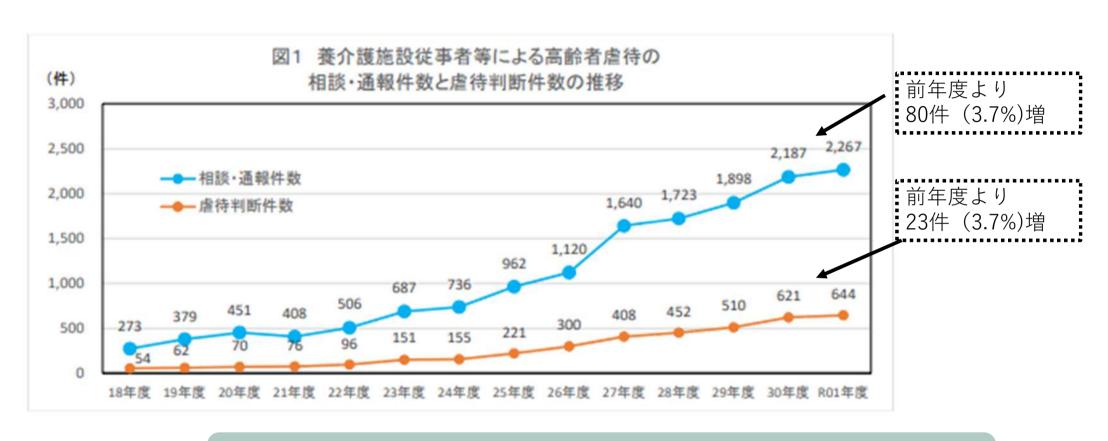
「排泄介助は2人で行うこと」と定められていた利用者に対し、夜間に排泄を確認した職員が1名で対応したところ、介助拒否があり、利用者が職員の手を掴んで自身の口内に入れた。職員は爪や歯により痛みを感じたため、勢いよく手を引き抜いたが、利用者の舌に内出血が生じてしまった。

⇒職員が意図的に生じさせた怪我ではないが、本来定められていた介助方法を適切に行っていれば発生しなかったと考えられる事故であるため、**当該行為を「身体的虐待」と認定**。

#### ②介護施設B

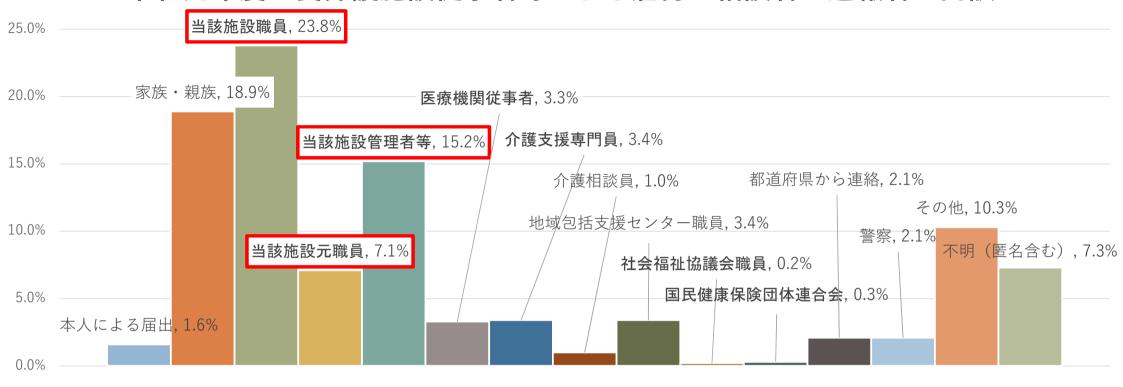
職員が、認知症のある利用者の頭部に500mlのペットボトルを乗せ、談笑していた。別の職員がその様子を目撃したが、利用者に嫌がっている素振りが見られなかったこともあり、注意せず一緒になって笑っていた。職員らはコミュニケーションの一環であったと説明。

⇒虐待の意図があったことは確認できなかったが、高齢者の尊厳を軽んじた行為であるため、**当該行為を「心理的虐待」と認定**。



相談・通報件数の増加に伴い、虐待の判断件数も増加している。 ⇒**虐待が顕在化されつつある** 

## 令和元年度 養介護施設従事者等による虐待の相談者・通報者の内訳



## 【参考】高齢者虐待防止法 第20条 第2項及び第3項

- 2 前項に定めるほか、要介護施設従事者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、<u>当該高齢者の生命</u> 又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 第二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による**高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は**、速やかに、これを市町村に**通報するよう努めなければならない**。

- ☑ 入居者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。
- 図 全ての介護サービス事業者を対象に、①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、②指針の整備、③研修の実施、④担当者を定めることを義務付ける。
- ☑ 運営規定において、「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること。

## 川崎市基準条例第40条の2:訪問介護の例

指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (新設)

#### 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (抜粋) \* 訪問介護の例

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

#### ・虐待の未然防止

指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

#### ・虐待等の早期発見

指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

#### ・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事 <del>- 項を実施するものとする。</del> - 30

#### 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(抜粋)\*訪問介護の例

#### ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会について

- ・管理者を含む幅広い職種で構成すること(虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい)。
- ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。
- ・定期的に開催すること
- ・そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。
- 「イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホー従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- \*他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。
- \*他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- \*オンライン開催(※)も可能。
  - ※オンライン開催にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。(P.9に掲載)

### 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(抜粋)\*訪問介護の例

#### ② 虐待の防止のための指針について

指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- **『**イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- へ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

※研修の実施について、施設系サービス(特定、GH、特養、老健、療養型)は<u>年2回以上</u>とされています

#### ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修

- ・従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとすること。
- ・当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上※)を実施すること。
- ・新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること。
- ・研修の実施内容について、記録すること
- \*研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

#### 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(抜粋)\*訪問介護の例

#### ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者について

- ・指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任 の担当者を置くことが必要である。
- ・当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

#### ○運営規定における「虐待の防止のための措置に関する事項」の追加について

虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や、虐待又は虐待が疑われる事案が 発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

⇒3年の経過措置あり(令和6年3月31日までは努力義務)令和6年4月1日より義務化

神奈川県・川崎市等で作成しているリーフレット等

〇川崎市:高齢者の虐待防止に向けて

(https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016783.html)



高齢者虐待防止リーフレット

〇神奈川県:高齢者虐待防止に関する資料・教材

(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082205.html)



高齢者虐待防止対応マニュアル



高齢者虐待発生後対応マニュアル

## ●養介護施設従事者等による虐待の通報窓口

	相談・通報・届出窓口	電話番号
1	川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課	044-200-2679

### ●養護者虐待による虐待の相談窓口

	相談・通報・届出窓口	電話番号
1	川崎区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課高齢者支援係	044-201-3080
2	大師地区健康福祉ステーション高齢者支援担当	044-271-0157
3	田島地区健康福祉ステーション高齢者支援担当	044-322-1986
4	幸区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課高齢者支援係	044-556-6619
5	中原区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課高齢者支援係	044-744-3217
6	高津区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課高齢者支援係	044-861-3255
7	宮前区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課高齢者支援係	044-856-3242
8	多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課高齢者支援係	044-935-3266
9	麻生区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課高齢者支援係	044-965-5148

# 終

